

道路使用許可申請書

平成31年 4月 15日

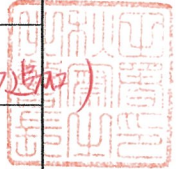
北秋田 警察署長殿

申請者 住所 北秋田市米内沢字ヲツコ沢42-2
米内沢神社祭典執行委員会
氏名 執行委員長 木村喜春



道路使用の目的	米内沢神社祭典 御神輿巡行のため		
場所又は区間	米内沢本郷地内の市道及び国道（添付順路図の通り）		
期 間	令和元年5月8日 午前9時から午後2時まで		
方法又は形態	約60名の行列による巡行		
添付書類	隊列図 順路図		
現場住所	北秋田市米内沢字ヲツコ沢83-1		
	責任者氏名	庄司 傑	電話 0186-72-4067

隊列変更(軽トラック)



第 144 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。



記載事項変更受理

条件	別添条件書のとおり
----	-----------

31年 4月 16日
北秋田警察署長印

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
 - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

道路使用許可条件書

1 期間及び時間

許可期間及び許可時間を遵守し、道路使用は必要最小限とすること。

2 使用場所

道路使用の場所は、申請書添付の図面記載のとおりとすること。

3 使用方法

- (1) だし、手踊り、かぐら・みこし等（以下「だし等」という。）ごとに統率責任者・交通誘導員を配置し、整理誘導を行うこと。
- (2) だし等の経路上において、交通の危険の生じ易い交差点、曲がり角等には必要な自主交通整理員を配置すること。
- (3) 道路左側を通行し、道路中央部分を越えてはみ出さないこと。
- (4) 交差点内では、交通の円滑上、だし等を停止させないこと。
- (5) 休憩等のため一時停留する場合には、だし等を道路左側に寄せ、参加者は歩道又は道路外に撤去させること。
- (6) だし等とだし等との間隔は、交通の円滑上最小限とすること。（5メートル以上の間隔を離すこと。）

※ この条件に違反した場合は、許可を取り消すことがあります。

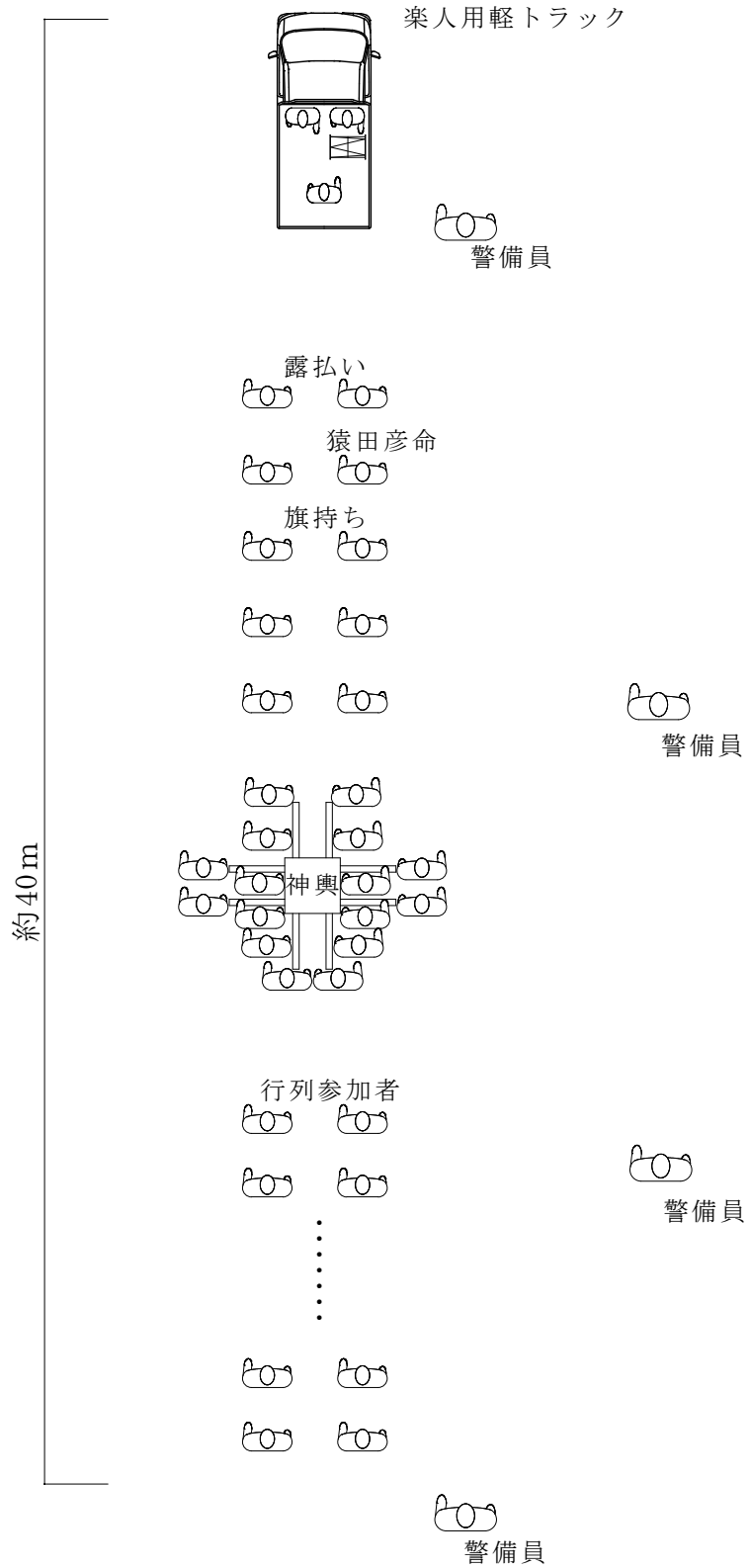
指 導 事 項

- 1 現場警察官の指示に従うこと。
- 2 本許可証を携帯し、警察官等に提示を求められた場合は提示すること。
- 3 緊急自動車・路線バス等の通行を妨げないこと。
- 4 主催者において、参加者全員に本条件を周知徹底させること。

別記様式第3号

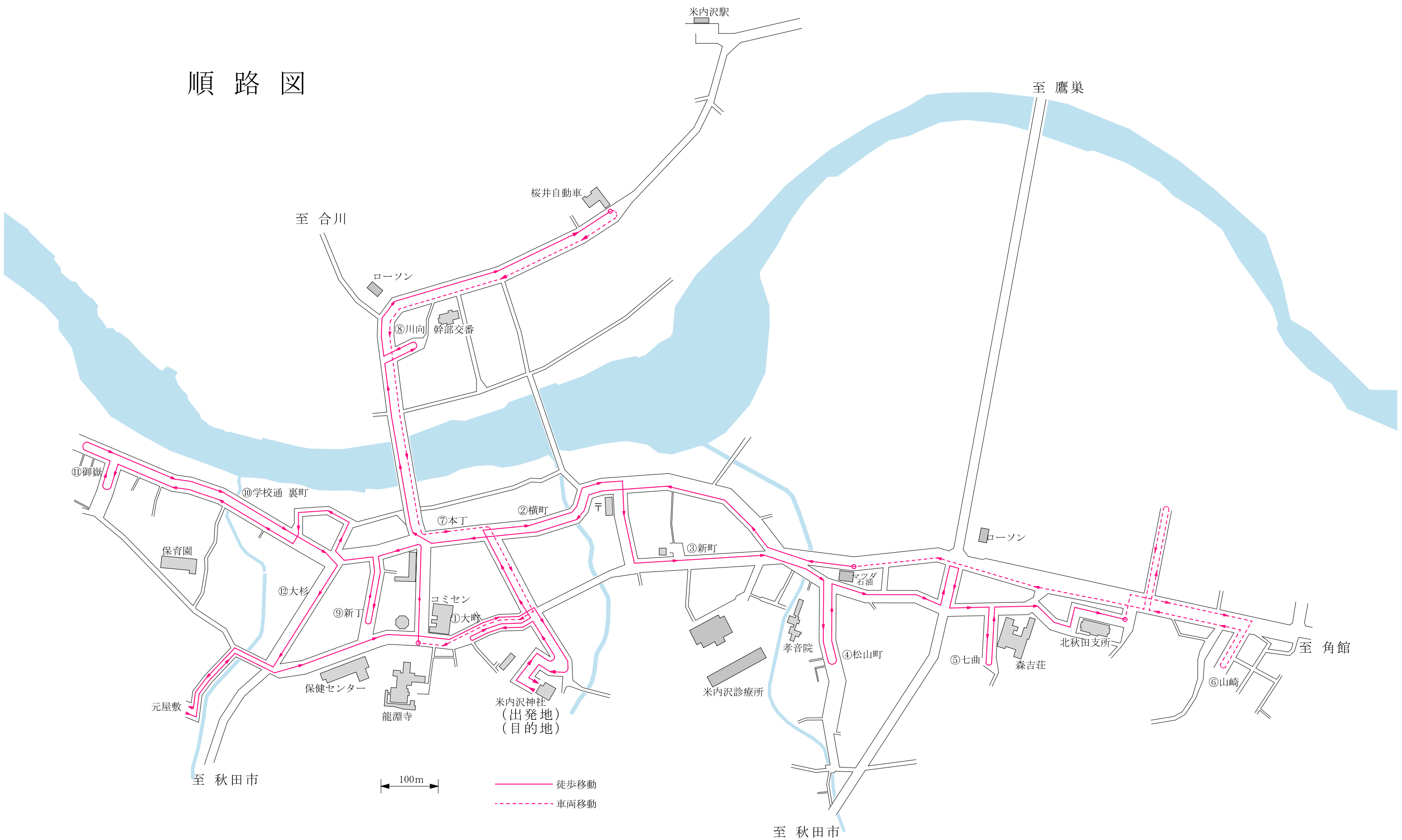
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

隊列図



2列縦隊で左側を通行する

順路図



番号 00794

自動車検査証

平成30年 8月 31日

軽自動車検査協会

車両番号	秋田 480 か 2639		交付年月日	平成 21年 3月 24日	初度検査年月	平成 20年 8月	自動車の種別	軽自動車	用途	貨物	自家用	車体の形状		
車台番号	TT2-425591		乗車定員	2人	最大積載量	350 kg	車両重量	810 kg	車両総重量	1270 kg	自重	長さ	幅	高さ
車名	型式	EN07	原動機の型式	ガソリン	燃料の種類	ガソリン	登録番号又は識別力	型式指定番号	16131	類別区分番号	3008	長さ	幅	高さ
スバル	[133] EBD-TT2													
使用者	氏名又は名称	木村 喜春												
所有者	住所	秋田県北秋田市米内沢ヲツコ沢42-2												
使用者	氏名又は名称	使用者に同じ												
使用者	住所	使用者住所に同じ												
使用の本拠の位置	備考	【秋田】継続検査 平成22年度燃費基準達成車 平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値97dB** 平成27年度エネルギー消費効率率(JC08モーター燃費値)算定未了* 【自動車重量税額】¥6,600* 【走行距離計表示値】68,100km (平成30年8月31日)* 【旧走行距離計表示値】59,800km (平成28年9月15日)* 【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり* 【受検形態】指定整備工場*												
有効期間の満了する日	平成 32年 9月 15日													
	年 月 日													
	年 月 日													
	年 月 日													
	年 月 日													




OCR03-7581

氏名 庄 司 良 次 昭和16年 1月15日生

住所	北秋田市米内沢字ヲツコ沢42-1		
交付	平成30年12月18日 05601		
有効期限	平成34年02月15日まで有効		
免許の 条件等	中型車は中型車(8t)に限る		
	優良		
番号	第 236604236720 号		
二種	平成00年00月00日	種	大型 中型
種	昭和	類	
二種	平成00年00月00日		

運転免許証



秋田県
公安委員会

備考	

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後**のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

特記欄:) 《自筆署名》
《署名年月日》 年 月 日